

川崎市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 7 号

川崎市契約規則の一部を改正する規則

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第1号中「2,500,000円」を「4,000,000円」に改め、同条第2号中「1,600,000円」を「3,000,000円」に改め、同条第3号中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同条第4号中「500,000円」を「1,000,000円」に改め、同条第5号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同条第6号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

第30条第1項第1号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に、「2,500,000円」を「4,000,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係るこの規則による改正前の川崎市契約規則第30条第1項第1号に規定する契約で同日以後に締結されるものの契約書の作成の省略については、なお従前の例による。